

財務省令第四十一号

関税率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）及び関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第百五号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号

）の一部を次のように改正する。

別表第三二号中「税関」を「税関長」に改める。

別表第四五号中「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める。

別表第一一三号中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。